

ねんきんコーナー



退職後の国民年金手続きについて

厚生年金に加入している60歳未満の方が、事業所を退職した場合には、国民年金へ加入する手続きが必要ですが、また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、受給権を得ることができなくなる場合がありますので、役場または年金事務所が必要な手続きを行って下さい。

平成28年度国民年金保険料は、月額1万6260円です。

保険料については、あらかじめ一定期間を一括して納付すると割引になる前納制度や、口座振替で納付すると割引になる早割制度があります。また、保険料の納付が困難なときは、免除制度もあります。

国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳にな

るまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

引越したときの手続きについて

引越により住所が変わったときには、次のような手続きが必要です。

国民年金加入中の方

●国民年金第1号被保険者(農業

などに従事する方、学生、フリーター、無職の方)：お引越しの市区町村役場の国民年金担当課へ「被保険者住所変更届」を提出してください。

●国民年金第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の人をいいます。ただし、年間収入が130万円以上で健康保険の扶養となれない人は第3号被保険者とはならず、第1号被保険者となります。)：配偶者の勤務先の事業主(事務担当者)へ「被保険者住所変更届」を提出してください。

健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険に加入中の方

勤務先の事業主(事務担当者)へ変更後の住所を申し出てください。

国民年金基金で年金額を増やすことができます

国民年金基金は、国民年金だけに加入している自営業者などの方に、より充実した年金が受けられるように、国民年金に上乘せして年金を受け取ることができる制度です。

国民年金基金に加入できる方は、

20歳以上60歳未満の国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方です。

また、付加保険料を納付している方や、国民年金保険料の免除該当者、農業者年金に加入している方は、国民年金基金に加入することはできません。

国民年金基金への加入の申込みやご質問は、国民年金基金へお願いします。

その他年金の手続きに関するお問い合わせは、役場または年金事務所までお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800(課直通)

佐賀支所地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

